



平成 20 年 11 月 13 日

各 位

会社名：アートコーポレーション株式会社  
代表取締役社長 寺田 千代乃  
(コード番号：9030 東証・大証一部)  
問合せ先：常務取締役経理部長 松藤 雅美  
電話番号：072-870-0123

## 当社に対する訴訟の提起に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 10 月 28 日付（訴状送達日：平成 20 年 11 月 7 日）で東京地方裁判所において訴訟の提起を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 訴訟を提起した者

- (1) 名 称：株式会社東急エージェンシー
- (2) 所在地：東京都港区赤坂四丁目 8 番 18 号

#### 2. 訴訟の内容

- (1) 訴訟の内容：委託代金等請求訴訟
- (2) 請求金額：1,227,061 千円

#### 3. 訴訟の原因及び提起に至った経緯

同社は、当社が当社及び当社子会社の広告出稿を委託した別の広告業者に対して支払うべき広告料の立替払いを当社から委任され、立替払いをしたが、当社が立替払金を支払わない、また、当社から広告出稿を委託されたが、当社が広告料を支払わないとして、その支払を求めてきたものであります。

当社は、広告出稿を委託した広告業者には広告料を全額支払っており、同社に立替払いを委任したことはなく、また、同社が主張する同社への広告出稿を委託したこともありません。したがって、これらの請求は広告業者間で決済すべき問題であり、当社への請求に理由はないものとして協議を進めてまいりましたが、当該協議は成立せず、同社から提訴されるに至ったものであります。

#### 4. 今後の見通し

当社は、同社からの請求に理由はないものと考えており、同社からの請求については争う方針であります。この訴訟が当社の業績に与える影響を予測することは現時点では困難であり、今後も、事態の進展に応じて必要な事項をお知らせいたします。

当社は、この訴訟の他、以下に示すとおり、同様の提訴を2件受けております。この度の提訴により、当該訴訟による請求の総額は、3件 2,630,038千円となっております。

#### A. 訴訟提起の内容

##### 1. 訴訟の提起があった裁判所及び年月日

広島地方裁判所 福山支部  
平成20年6月27日（訴状送達日：平成20年7月3日）

##### 2. 訴訟を提起した者

- (1) 名称：株式会社第一エージェンシー
- (2) 所在地：広島県福山市西町一丁目16番1号

##### 3. 訴訟の内容

- (1) 訴訟の内容：未払金請求訴訟
- (2) 請求金額：225,750千円

##### 4. 訴訟の原因及び提起に至った経緯

当社は、当社が広告出稿の委託を行った委託先から同業務の再委託を受け、広告を実施したにも関わらず委託先が支払わないため、当社にその代金の支払を求めてきたものであります。

当社は、これらの請求は、本来当社と再委託先の広告業者間で決済すべき問題であり、当社への請求に理由はないものとして協議を進めてまいりましたが、当該協議は成立せず、当社から提訴されるに至ったものであります。

その後、当社は、委託・再委託及び広告実施の事実はなく、上記の委託先ではない別の広告業者への融資を行ったものであり、当社がそれについて支払保証をしていたと主張を変えております。

当社は、当社が主張する融資の主張・立証がなされておらず、また、当社の支払保証行為も存在しないため、当社への請求に理由はないものと判断しております。

##### 5. 今後の見通し

当社は、当社からの請求に理由はないものと考えており、当社からの請求については争う方針であります。この訴訟が当社の業績に与える影響を予測することは現時点では困難であり、今後も、事態の進展に応じて必要な事項をお知らせいたします。

#### B. 訴訟提起の内容

##### 1. 訴訟の提起があった裁判所及び年月日

大阪地方裁判所  
平成20年8月28日（訴状送達日：平成20年9月5日）

##### 2. 訴訟を提起した者

- (1) 名称：株式会社大広
- (2) 所在地：大阪市北区中之島二丁目2番7号

### 3. 訴訟の内容

- (1) 訴訟の内容：広告代金等請求訴訟
- (2) 請求金額：1,177,227千円

### 4. 訴訟の原因及び提起に至った経緯

同社は、当社の平成19年11月から平成20年3月までの広告出稿について、他の広告業者から、広告業者間の「まわし」取引への参加を要請されて引き受け、その結果、当社に対して広告代金の支払を求めてきたものであります。

なお、同社によると「まわし」取引とは、広告主と媒体社との広告取引ルートに再取次という形態で複数の広告業者が介在する広告業界の取引慣習であるとの主張であります。

当社は、広告業者に「まわし」取引に関する権限を与えたことはなく、また、同社が主張する広告出稿について、広告料金は全額他の広告業者にすでに支払済みであります。「まわし」取引に関する請求は、広告業者間で決済すべき問題であり、当社への請求に理由はないものとして協議を進めてまいりましたが、当該協議は成立せず、同社から提訴されるに至ったものであります。

### 5. 今後の見通し

当社は、同社からの請求に理由はないものと考えており、同社からの請求については争う方針であります。この訴訟が当社の業績に与える影響を予測することは現時点では困難であり、今後も、事態の進展に応じて必要な事項をお知らせいたします。

以上